平成２６年（フ）第１８８８号
札幌市白石区東札幌２条５丁目６番23号
債務者　佐渡由太郎
1　決定年月日時　平成27年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１９６０号
札幌市西区西野６条５丁目４番21号　第１ことぶき荘１号
債務者　菅原　千恵（旧姓小山）
1　決定年月日時　平成27年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２０６４号
札幌市北区屯田３条６丁目３番18号　パブリック真和203号
債務者　荒井　秀一
1　決定年月日時　平成27年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２０６５号
札幌市北区屯田３条６丁目３番18号　パブリック真和203号
債務者　荒井　春華（旧姓若園）
1　決定年月日時　平成27年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２１１５号
札幌市白石区北郷４条８丁目５番６号　キャッスル５―202号
債務者　山崎　圭介
1　決定年月日時　平成27年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２１４１号
北海道石狩市花川南７条４丁目377番地１　ニューグリーンマンション202号
債務者　休場　敬雄
1　決定年月日時　平成27年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２１４２号
北海道石狩市花川南７条４丁目377番地１　ニューグリーンマンション202号
債務者　休場　佳奈（旧姓斉藤）
1　決定年月日時　平成27年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２１４６号
札幌市北区東茨戸２条２丁目50―33　パレーシャル茨戸、住民票上の住所北海道石狩市花川南８条１丁目200番地
債務者　高橋　義典
1　決定年月日時　平成27年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２１５８号
札幌市豊平区豊平３条２丁目２番７―303号
債務者　窪田　拓郎
1　決定年月日時　平成27年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２１９１号
札幌市東区北27条東６丁目１番26―103号
債務者　尾崎　大地
1　決定年月日時　平成27年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２１９７号
札幌市西区琴似３条５丁目３番16号　アベイユ35―101号
債務者　菊池　久子
1　決定年月日時　平成27年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２２０８号
札幌市東区北47条東18丁目２番25号　中井ハウス３―203号
債務者　金山　ゆき（旧姓中野）
1　決定年月日時　平成27年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２２２０号
札幌市白石区本郷通６丁目北５番28―201号
債務者　畠山しのぶ
1　決定年月日時　平成27年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２２２６号
札幌市東区北20条東13丁目３番７号　レジュールＡ103号
債務者　小島　文吾
1　決定年月日時　平成27年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２２３２号
札幌市豊平区中の島２条５丁目１番15―401号
債務者　稲垣　典子
1　決定年月日時　平成27年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２２３６号
札幌市中央区円山西町３丁目２番38号
債務者　藤井　久博
1　決定年月日時　平成27年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２２３７号
札幌市中央区宮の森１条10丁目３番43号　グレース宮の森202号
債務者　上田奈律子
1　決定年月日時　平成27年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部